

## 《 目 次 》

<b>序章. 美濃市景観計画策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1. 美濃市景観計画策定の背景 .....	1
2. 美濃市景観計画の位置づけ .....	1
<b>第1章. 美濃市の景観</b> .....	<b>3</b>
1. 美濃市の景観特性 .....	3
(1) 景観類型別の景観特性 .....	4
2. 良好な景観形成の基本理念および目標 .....	6
<b>第2章. 景観計画区域</b> .....	<b>7</b>
1. 景観計画区域 .....	7
2. 景観計画重点区域 .....	7
3. 景観計画誘導区域 .....	7
<b>第3章. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針</b> .....	<b>9</b>
1. 景観計画区域における基本方針 .....	9
2. 景観計画誘導区域における基本方針 .....	11
(1) 川湊地区の基本方針 .....	11
(2) 美濃インター地区の基本方針 .....	13
(3) 曾代地区の基本方針 .....	15
(4) 蕨生地区の基本方針 .....	17
<b>第4章. 景観計画区域における行為の制限</b> .....	<b>19</b>
<b>第5章. 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針</b> .....	<b>22</b>
<b>第6章. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置     に関する行為の制限に関する事項</b> .....	<b>23</b>
<b>第7章. 景観重要公共施設の整備および良好な景観の形成に関する事項</b> ...	<b>24</b>
<b>第8章. 景観まちづくりの取組み</b> .....	<b>26</b>

# 序章. 美濃市景観計画策定の背景

## 1. 美濃市景観計画策定の背景

美濃市は、緑豊かな山々や清らかな流れを醸し出す長良川と板取川、うだつの上がる町並み（伝統的建造物群保存地区）、さらには美濃手漉き和紙など、かえがえのない自然とこの自然に育まれた歴史や文化など市民共通の資産が多く残されており、その資産を保全する取組みがこれまで行われてきました。

人口減少時代を迎え、時代は拡大型社会ではなく、生活環境の質を高める社会へと変化し、国は平成 15 年度に「美しい国づくり政策大綱」を発表しました。社会資本整備は量的から質的へと美しい国づくりに向けた方向転換が示され、平成 16 年 12 月には景観に関する総合的な法律である景観法が施行されました。

美濃市では岐阜県の同意を得て、平成 17 年 6 月に景観行政団体になり、平成 17 年 12 月にはスローライフシティをキーワードとした民間協働による 21 世紀型まちづくりを推進するため「美濃市景観形成基本計画」を策定しました。

この景観形成基本計画を踏まえ、平成 19 年 9 月には美濃市景観計画策定委員会を発足し、景観法を活用した「美濃市景観計画」を策定することになりました。

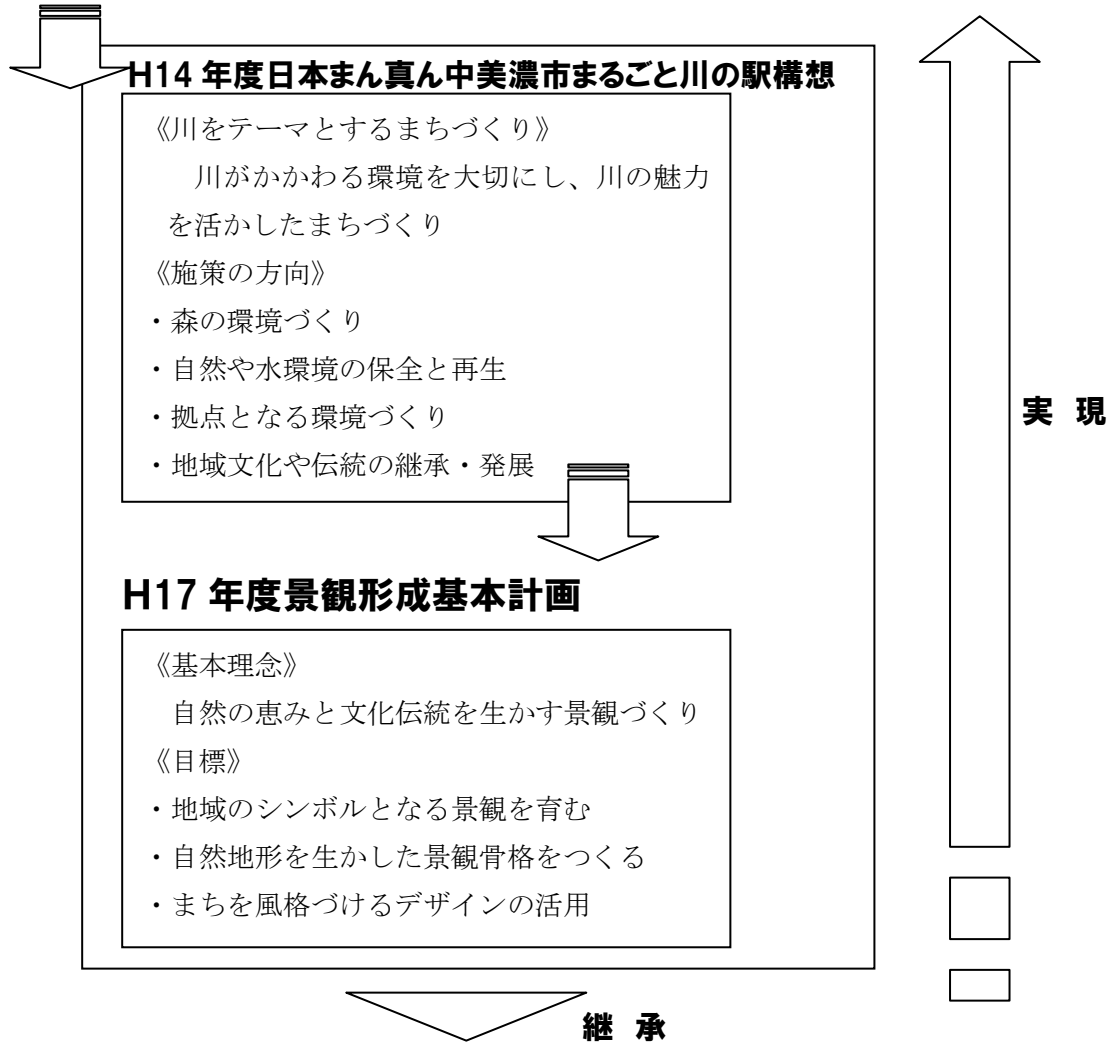
## 2. 美濃市景観計画の位置づけ

美濃市景観計画は、景観法第 8 条に基づく法定計画です。また、第 4 次総合計画に即し、「日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想」、「景観形成基本計画」を継承し、第 4 次総合計画将来都市像“住みたいまち訪れたいまち 美濃市”の実現に向けて、景観形成に関する総合的な方策を示したものとして位置づけることとします。

## ■美濃市景観計画の位置づけ

美濃市第4次総合計画 将来都市像

**住みたいまち訪れたいまち 美濃市**



### 美濃市景観計画

《 基本理念 》

**自然と歴史文化の景観を守り、  
こころのゆとりを育む美濃らしい景観をつくり、  
次世代につなぐ**

《 目 標 》

**景観づくりを通じ、人と人のつながりや交流が生まれるまちとする**